

白馬村集落支援員 募集要項

令和7年7月4日

1. 募集人員

1名

2. 募集期間

令和7年7月4日(金)～令和7年7月18日(金)

3. 活動内容

白馬村の集落の活性化に関する支援業務

- (1)集落の点検・課題把握の支援(雑木払い、草刈り作業、有害鳥獣対策等含む)
- (2)協働のまちづくり・地域内外での連携・協力体制づくりの支援
- (3)その他村長が集落支援として必要と認める活動

4. 募集対象

- (1)白馬村内に住民登録されていて、令和7年4月1日時点で23歳以上の方
- (2)普通自動車運転免許を有する方
- (3)心身ともに健康で、積極性・協調性を有し、地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方
- (4)一般的なパソコン操作(ワード・エクセル・メール等)が可能な方
- (5)次のいずれかの経験がある方
 - ①区長等の行政区役員の経験がある方
 - ②大北管内の農林関係の事業所等に5年以上勤務経験がある方
 - ③大北管内で農林業に従事した経験がある方
- (6)刈払機取扱者安全教育及び伐木造材特別教育を受講された方又は任用後速やかに受講が可能な方
- (7)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

5. 勤務地

白馬村役場(白馬村役場農政課で勤務)

6. 勤務日数及び勤務時間

月～金曜日のうち週2日程度 午前8時30分～午後5時15分(7時間45分／日)

※上記を原則としますが、活動内容により調整する場合があります。

7. 雇用形態

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1講第1号に定める会計年度任用職員として村長が任用します。)

8. 任用期間

任用の日から令和8年3月31日までとしますが、活動実績等を勘案したうえで双方の意思により年度単位で更新することができます。

9. 報酬・待遇等

日額: 10,795円

通勤距離が2km以上の場合に所定の費用を支給します。

公務上の傷害等は非常勤職員公務災害補償の対象となります。

※報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は「パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」に基づくものとします。

※職歴により基本給に変更が生じる場合があります。

※週の勤務時間により、社会保険等(厚生年金・健康保険・雇用保険等)への加入はありません。

10. 選考の流れ

書類選考のうえ、第1次選考合格者を対象に面接を行います。

詳細日程は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

採用は令和7年8月1日からを予定しています。

※不採用理由についてのお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

11. 応募方法

申込用紙に必要事項を記入の上、下記書類を白馬村役場農政課まで郵送により提出してください。

(1)集落支援員申請書(写真貼付)

(2)住民票

12. お問い合わせ

白馬村役場 農政課 農林係

〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地

電話:0261-85-0766 FAX:0261-72-7001

電子メール:nousei@vill.hakuba.lg.jp